

# 前橋市子ども基本条例の検討状況について

## 1. 骨子案（未定稿）

### ●前文

条例を制定するにあたっての基本的な認識、制定の背景、経緯、制定に向けた決意、全般の解釈等を示す。

### ●目的

条例を制定する目的を示す。

#### 【検討案】

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。）の精神にのっとり、こどもの権利を守るための基本理念を定め、市、保護者等の役割を明らかにすることにより、全てのこどもの権利の保障をし、もってこどもの笑顔があふれ、こどもが安心して健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること。

### ●定義

条例で使用する用語を定義する。

### ●基本理念

こどもの権利を保障するのに当たり、基本となる事項を規定する。

#### 【検討案】

こどもの権利条約における4つの原則を基に規定する。  
(差別の禁止、こどもの最善の利益、命が守られ成長できる、こどもの意見の尊重)

## 1. 骨子案（未定稿）続き

### ●こどもの権利の保障

数あるこどもの権利の中で、本市において特に大切にすべきこどもの権利を規定する。

#### 【検討案】

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 安心して生きる権利   | (3) 自らを守り、守られる権利 |
| (2) 豊かで健やかに育つ権利 | (4) 意見を表明し参加する権利 |

### ●役割・責務

こどもの権利を保障するために、各々の役割・責務を明記する。

#### 【検討案】

- |            |  |
|------------|--|
| (1) こども    | : 自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を尊重する。  |
| (2) 保護者    | : こどもの人格と尊厳を尊重し、愛情をもって養育する。  |
| (3) 前橋市    | : ①こどもに関する施策の実施、こどもが安心して生活できるまちづくりの推進。<br>②それぞれが役割を果たすことができるよう、必要な支援を行う。 |
| (4) 育ち学ぶ施設 | : ①こどもが集団生活を通じて、人として育ち、学ぶことができる環境を整備。<br>②年齢や発達に応じた指導及び支援に努める。           |
| (5) 市民等    | : 地域住民との交流、自然、歴史、文化を通して、こどもの健やかな育ちの支援に努める。                               |
| (6) 事業者    | : 仕事と子育てを両立できるよう職場環境の整備、労働者の意識向上に努める。                                    |

### ●こどもの意見聴取

こどもの意見表明及び参加について規定する。

### ●こどもの権利の普及

こどもの権利の周知・啓発について規定する。

## 2. 条例に関する意見聴取

●こどもの権利について、大切だと思うこと、大切にしてほしいこと、守られていないと思うことは何ですか。

### 生きる権利

例) 命が守られること

### 育つ権利

例) 遊ぶこと

### 守られる権利

例) 暴力を受けないこと

### 参加する権利

例) 意見を言えること

## 2. 条例に関する意見聴取

●その他、下記の質問について、ご自身の意見を教えてください。

・ こどもの権利を保障するため、誰が何をすればいいと思いますか。

・ どういう条例になってほしいか、この条例ができることによってどういう前橋市になってほしいかなど、条例への想いを教えてください。

・ 骨子案以外で条例に規定してほしいことがあれば教えてください。

・ その他、条例骨子案を見て、思ったこと、感じたことがあれば教えてください。

・ 条例を制定した後、どうすれば広く市民に浸透すると思いますか。

・ こどもや若者に周知するために、どういった工夫をすればいいと思いますか。